

# ETCコーポレートカード共同利用事業規約

協同組合栃木県中小企業振興会

平成17年 4月 1日制定

平成17年11月16日一部改正

平成20年 6月24日一部改正

平成30年 6月22日一部改正

## (目的)

第1条 本規約は、本組合がETCコーポレートカード共同利用事業を行うために必要な手続き、方法、その他の事項について定め、もって事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 本規約の中で用いられる用語は、別段の定めがない限り、次のように定義する。

- (1) ETC事業 ETCコーポレートカード共同利用事業をいう。
- (2) 三会社約款 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社(以下「三会社」という。)が定めるETCコーポレートカード利用約款をいう。
- (3) 利用者 ETC事業を利用する組合員をいう。
- (4) 三会社規程 三会社が定めるETCシステム利用規程をいう。
- (5) 三会社細則 三会社が定めるETCシステム利用規程実施細則をいう。
- (6) 利用規程 本組合が定めるETCコーポレートカード共同利用事業規程をいう。
- (7) ETCカード ETCコーポレートカードをいう。
- (8) 通行料金 利用者がETCカードを利用して通行した高速道路の利用額をいう。
- (9) 組合員高速道路利用料 本組合の定める割引率適用後の利用者が負担すべき通行料金をいう。
- (10) 三会社等 三会社及び三会社約款第2条でいうカード取扱道路管理者をいう。
- (11) 窓口会社 三会社のうち本組合がETCカードの利用申込みを行う会社(東日本高速道路株式会社)をいう。

## (ETC事業の利用)

第3条 ETC事業は、本組合の組合員でなければ利用できない。

- 2 三会社約款第3条第3項各号のいずれか一つに該当するときは、組合員であってもETC事業を利用することができない。
- 3 第4条第3項の規定により、三会社のETCカード利用から脱退した組合員は、違反点数が消滅されるまで、ETC事業を利用することができない。
- 4 前項以外の事由により理事会において不相当と認めた組合員は、ETC事業を利用することができない。

## (利用者の責務)

第4条 利用者は、三会社約款、三会社規程及び三会社細則、並びに、本規約及び利用規程を遵守しな

なければならない。

- 2 利用者の一人が三会社約款等に違反したために、三会社等から本組合に対して、警告、告発、割引停止、利用停止、契約者資格の取消し等の処分がなされたときは、他の善意の利用者も連帯してこの処分に応じなければならない。
- 3 利用者が、車両制限令違反による累積違反点数が30点以上となった場合には、直ちに、E T Cコーポレートカード返却届（様式9）にすべてのE T Cコーポレートカードを添えて本組合へ提出しなければならない。  
なお、利用者から返却届等が提出されない場合には、本組合は三会社に、当該者に係るE T Cコーポレートカード紛失届及びE T Cコーポレートカード停止依頼書を提出することができる。
- 4 車両制限令違反等により本規約又は三会社約款の規定に基づいて警告又は告発を受けた利用者は、本組合定款第12条の定めに関わらず利用者から何らの通知又は届出を要することなく、警告日又は告発日をもって即時本組合を脱退したものとみなす。
- 5 利用者は、次の各号のいずれか一つに該当するときは、直ちに本組合に報告しなければならない。
  - (1) 車両制限令に違反したとき。
  - (2) 道路法に基づく原因者負担金を負担することとなったとき。
  - (3) 三会社約款、三会社規程、三会社細則、本規約、又は利用規程に違反したとき。

#### **(E T C事業利用の申請及び承認)**

- 第5条 E T C事業を利用しようとする組合員は、次の各号のいずれか一つに該当するとき、車両1台について1枚のE T Cカードを申請することができる。
- (1) 車両1台当たりの月間通行料金が3万円以上と見込まれる場合。
  - (2) 季節変動等の要因により、車両1台当たりの月間通行料金が3万円未満と見込まれる月がある場合であっても、年間平均したときに車両1台当たりの月間通行料金が3万円以上になると見込まれる場合。
  - (3) 車両1台当たりの月間通行料金が3万円未満と見込まれる場合であっても、利用者1社の通行料金を平均したときに、車両1台当たりの月間通行料金が3万円以上になると見込まれる場合。
  - (4) 車両1台当たりの月間通行料金が3万円未満と見込まれる場合であっても、本組合全体を平均したときに車両1台当たりの月間通行料金が3万円以上となることが見込まれる場合。ただし、この場合は、本組合全体の月間通行料金の動向を勘案し、理事長が申請の可否をその都度決定する。
- 2 E T C事業を利用しようとする組合員は、E T Cコーポレートカード共同利用事業申請書（様式1）及び誓約書（様式2-①又は様式2-②）等の利用規程に定める書類を提出し、理事長の承認を受けなければならない。
  - 3 E T C事業を利用しようとする組合員が第3条第4項に該当するおそれがあるときは、理事会において承認の是非を決定する。
  - 4 E T C事業の利用について承認したときは、当該組合員にE T Cコーポレートカード共同利用事業承認書（様式3）を交付するとともに、E T Cカードを貸与する。
  - 5 承認された組合員が本組合からE T Cカードの引渡しを受けるときは、E T Cコーポレートカード受領書（様式4）を提出しなければならない。

### **(保証金)**

- 第6条 利用者がE T C事業に係る利用分量配当金を受領したときは、本組合が定める保証金の額に達するまで、受領と同時に同額を保証金として本組合に差し入れなければならない。ただし、利用者が、国及び地方公共団体が出資又は出捐する団体、公共性の高い団体、金融機関、及び金融機関又は本組合が認める保証人から支払保証書の差入れがある利用者はこの限りではない。
- 2 本組合が定める保証金の額は、最近3年間における組合員高速道路利用料の最大月額の4倍とし、利用者毎に算定する。
  - 3 第1項の保証金の差し入れに際して、本組合は、「利用分量配当金」と「預り保証金」との勘定科目振替及び当該利用者との領収書交換によって経理処理を行う。なお、本組合が発行する利用分量配当明細通知書(様式5)の記載をもって、預り保証金に係る本組合の領収書に代える。
  - 4 第1項の規定に関わらず本組合が必要と認めた場合には、利用者から保証金を徴収することができる。保証金の額は、組合員高速道路利用料の最大月額の4倍を上限とし、理事長がその都度決定する。
  - 5 預り保証金については、預り期間に関わらず利子を付けない。
  - 6 預り保証金を金融機関等に預託することなどにより生じる利息・配当金等は、本組合に帰属するものとし利用者には払い戻さない。
  - 7 利用者は、預り保証金を第三者に貸与し、譲渡し、質入し、又は、担保に供することができない。

### **(追加保証)**

- 第7条 前条に定める保証金に加えて何らかの担保が必要と本組合が認めた利用者については、本組合は、追加保証金、又は、他の利用者の連帯保証を求めることができる。
- 2 追加保証金については、前条第2項、第4項、第5項、及び第6項、並びに、第8条及び第9条を適用する。
  - 3 第1項の定めにより連帯保証人となる利用者の保証責任は、前条の定めによる預り保証金の額と対当額とする。

### **(保証金の払い戻し)**

- 第8条 利用者が、E T C事業の利用を解約したとき、又は、E T Cカードの有効期間が満了して更新をしないとき、若しくは、本組合を脱退したときには、すべてのE T Cカードが本組合に返却された日より3箇月以内に預り保証金を払い戻す。(様式6)
- 2 前項の規定に関わらず、組合員高速道路利用料が完済されていないときは、預り保証金を払い戻さない。
  - 3 払い戻す預り保証金には、預り期間に関わらず利子を付けない。

### **(相 殺)**

- 第9条 利用者が第19条に定める期限の利益喪失事由の一つに該当したときは、本組合から何らの催告又は通知を要することなく、期限の利益喪失事由が生じた時点において当該利用者に対する本組合の債権額と当該利用者の預り保証金とを対当額にて相殺することができる。
- 2 利用者が第18条に基づく督促を受けたにも関わらず、指定した日までに組合員高速道路利用料を納入しないときは、本組合から何らの催告又は通知を要することなく、当該利用者に対する本組合の

債権額と当該利用者の預り保証金とを対当額にて相殺することができる。

### **( E T Cカードの管理及び使用 )**

第 10 条 利用者は、本組合から貸与を受けた E T Cカードを、善良な管理者の注意をもって管理し、また、使用しなければならない。

- 2 利用者は、E T Cカード管理責任者を選任し、E T C事業利用の申請時に本組合に届け出なければならない。(様式 1)
- 3 利用者は、E T Cカードを第三者に貸与し、譲渡し、質入し、又は、担保に供することができない。
- 4 利用者は、E T Cカードを、利用者本人及び利用者の使用人・従業者以外の者に使用させることができない。
- 5 利用者が E T Cカードを使用するときには、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。
  - ( 1 ) 利用者は、E T Cカードを、E T Cカードに表示された車両以外には使用できない。
  - ( 2 ) 利用者の業務遂行のために運行の用に供する車両以外には、使用できない。
  - ( 3 ) セットアップされた車載器の車載器管理番号を本組合に届け出た車両以外には、使用できない。
  - ( 4 ) 自動車検査証の所有者欄又は使用者欄に記載されている名義が利用者と同一である車両であって、かつ、本組合に届け出た車両以外には、使用できない。
  - ( 5 ) E T Cカードを改変してはならない。
  - ( 6 ) 破損し、摩耗し、又は変形した E T Cカードを使用してはならない。

### **( E T Cカードの追加交付 )**

第 11 条 利用者は、第 5 条第 1 項各号のいずれか一つに該当するとき、車両 1 台について 1 枚の E T Cカードの追加交付を受けることができる。

- 2 利用者は、車両増加等の事由により、E T Cカードの追加交付を受けようとするときは、E T Cコーポレートカード追加交付申請書(様式 7)等を提出し、理事長の承認を受けなければならない。
- 3 利用者が三会社約款第 7 条に定める追加発行できない事由に該当するときは、本組合は追加交付をすることができない。
- 4 追加交付について承認したときは、当該利用者に E T Cコーポレートカード追加交付承認書(様式 8)を交付するとともに、E T Cカードを貸与する。
- 5 利用者は、E T Cカードの追加交付を受けたときは、E T Cコーポレートカード受領書(様式 4)を本組合に提出しなければならない。

### **( E T Cカードの一部返却 )**

第 12 条 利用者は、次の各号のいずれか一つに該当するときは、速やかに E T Cコーポレートカード返却届(様式 9)を添えて、不要となった E T Cカードを本組合に返却しなければならない。

- ( 1 ) 第 5 条第 1 項各号のいずれにも該当しなくなった場合。
- ( 2 ) 三会社約款第 8 条各号のいずれか一つに該当する場合。
- ( 3 ) その他、利用者の事由により E T Cカードの一部が不要となったとき。

### **( E T Cカードの再交付)**

第 13 条 利用者は、 E T Cカードを亡失し、又は利用者の責に帰すべき事由により E T Cカードを破損等した場合で、 E T Cカードの再交付を受けようとするときは、 E T Cコーポレートカード再交付申請書(様式 1 0)等を提出し、理事長の承認を受けなければならない。また、破損等した場合は、当該 E T Cカードを本組合に返却しなければならない。

- 2 再交付について承認したときは、当該利用者に E T Cコーポレートカード再交付承認書(様式 1 1)を交付するとともに、 E T Cカードを貸与する。
- 3 利用者は、 E T Cカードの再交付を受けたときは、 E T Cコーポレートカード受領書(様式 4)を本組合に提出しなければならない。

### **( E T Cカードの亡失)**

第 14 条 利用者は、紛失、盗難等により E T Cカードを亡失したときは、直ちに本組合に E T Cコーポレートカード紛失等届(様式 1 2)を提出しなければならない。

- 2 前項の届出の有無及び亡失事由の如何に関わらず、 E T Cカードを亡失したことにより生ずる一切の責任は、利用者が負わなければならない。
- 3 利用者が、第 1 項に定める E T Cコーポレートカード紛失等届を提出した後に E T Cカードを発見したときは、直ちに E T Cコーポレートカード発見届(様式 1 3)を本組合に提出しなければならない。

この場合、本組合から指示があるまでは、発見した E T Cカードを使用してはならない。

- 4 利用者は、 E T Cカードを亡失したときは、 E T Cコーポレートカード紛失等届を提出した日から起算して 2 5 日以内に限り、前条の定めにより、 E T Cカードの再交付の申込ができる。
- 5 利用者が前条の定めにより E T Cカードの再交付を受けている場合において、亡失した E T Cカードを発見したときは、速やかに E T Cコーポレートカード返却届(様式 9)を添えて、発見した E T Cカードを本組合に返却しなければならない。

### **( E T Cカードの有効期間及び更新)**

第 15 条 E T Cカードの有効期間は、 E T Cカード上に交換期限として表示された月の末日までとし、期限を過ぎたものは使用できない。

- 2 前項の規定に関わらず、 E T Cカードの有効期間は、三会社約款第 1 2 条の規定が優先する。
- 3 利用者は、有効期間が満了したときは、直ちにすべての E T Cカードを本組合に返却しなければならない。この場合、利用者は、速やかに E T Cコーポレートカード返却届(様式 9)を添えて、すべての E T Cカードを本組合に返却しなければならない。
- 4 利用者は、新たな E T Cカードの貸与を申し込むことにより、有効期間の更新をすることができる。この場合には、本組合が別途指定する期日までに、 E T Cコーポレートカード交換申込書(様式 1 4)及び添付書類を提出し、理事長の承認を受けなければならない。
- 5 E T Cカード有効期間の更新について承認したときは、当該利用者に E T Cコーポレートカード交換承認書(様式 1 5)を交付するとともに、 E T Cカードを貸与する。
- 6 E T Cカード有効期間の更新の承認については、第 5 条第 1 項、第 3 項及び第 5 項を準用する。

## **(割 引)**

- 第 16 条 利用者が、本組合から貸与した E T C カードを、E T C カードに表示された車両に適正に使用したときに限り、通行料金を割引の対象とする。
- 2 三会社等の定めにより E T C カードを利用しても割引を受けられない場合及び割引対象外路線の通行料金については、割引をしない。
  - 3 通行料金の割引率は、車両ごとに適用する。
  - 4 通行料金の割引率は、三会社等が定める車両ごとの割引率を上限として、総代会で決定する。

## **(組合員高速道路利用料の納入及び延滞金)**

- 第 17 条 利用者は、組合員高速道路利用料を、次の各号に定める方法により本組合に納入しなければならない。
- (1) 本組合が指定する金融機関を通じ、自動振替方法により、本組合の請求する金額を期日までに納入する。

ただし、やむを得ない事情があつて自動振替による納入ができないときは、請求日より 1 箇月以内に現金又は振込みによって納入しなければならない。
  - (2) 組合員高速道路利用料は毎月末に当月分を締めて、翌月 20 日頃までに、本組合より請求書を利用者に送付する。
  - (3) 組合員高速道路利用料は毎月末に当月分を締めて、翌月末日に利用者の口座より引き落とす。

ただし、引き落とし日が金融機関の休業日に当たるときは、その直後の営業日に、利用者の口座より引き落とす。
  - 2 利用者は、紛失及び盗難等により他者に E T C カードを使用されたときであっても、当該通行料金を本組合に納入しなければならない。
  - 3 利用者は、第 1 項第 2 号により請求を受けた金額に異議あるときは、請求書到達日より 5 日以内に本組合に申し出るものとする。この申し出がないときは、異議がないものとみなす。
  - 4 利用者が期日までに組合員高速道路利用料を納入しなかったときは、本組合は、利用者に対して、その翌日から納入の日までの期間について、未納金額に対し年利 14.6% の割合で計算した額を延滞金として徴収できる。
  - 5 組合員高速道路利用料が自動振替方法によって納入されたときは、本組合の請求書に記載される「領収額 (前回引落とし額)」をもって本組合の領収書に代える。

また、振込みによって納入されたときは、振込金融機関から利用者が発行される「振込受付書」をもって本組合の領収書に代える。

## **(督 促)**

- 第 18 条 本組合は、利用者が期日までに組合員高速道路利用料を納入しないときは、文書 (様式 16) 等にて督促する。
- 2 利用者が前項に定める督促を受けたときは、本組合が指定した日までに、現金又は振込みによって納入しなければならない。

## **(期限の利益の喪失)**

- 第 19 条 利用者は、次のいずれかに該当したときは、第 17 条及び前条の定めに関わらず、組合員高

速道路利用料について当然に期限の利益を失い、即時、本組合に支払わなければならない。

- (1) 第17条に定める組合員高速道路利用料の納入を1回でも怠ったとき。
- (2) 本規約の一つに違反したとき。
- (3) 支払停止、支払不能に陥ったとき。
- (4) 自ら振り出し、又は、裏書した手形及び小切手の不渡りを1回でも出したとき。
- (5) 差押さえ、仮差押さえ、仮処分、競売の申立て、公租公課の滞納処分、その他公権力の処分を受けたとき。
- (6) 破産、民事再生、会社更生、会社整理、特別清算の申立てを受けたとき、又は、自らこれらの申立てをしたとき。
- (7) 解散、営業の全部又は重要な部分の譲渡決議をしたとき。
- (8) 営業を廃止したとき。
- (9) 監督官庁より営業停止命令を受け、又は、営業に必要な許認可の取消処分を受けたとき。
- (10) 株主構成、役員の変動等により会社の実質的支配関係が変化し、従前の会社との同一性が失われたとき。
- (11) 本組合を脱退したとき。
- (12) ETC事業の利用について解約をしたとき。
- (13) ETCカードの有効期間が満了して更新をしないとき。
- (14) 三会社約款又は本規約の規定に基づいて、警告又は告発を受けたとき。
- (15) 三会社約款第23条、第24条、第25条及び第27条の規定により、ETCカードの割引停止又は利用停止、若しくは、契約者資格の取消し又は契約者資格の喪失に該当するとき。
- (16) その他前各号に準じる事由が生じ、利用者の信用状態が悪化したと本組合が認めたとき。

### **(警告)**

第20条 利用者が次の各号のいずれか一つに該当するときは、本組合は、当該利用者に対して警告することができる。(様式17)

- (1) 本組合の定款、本規約、利用規程、三会社約款、三会社規程、又は、三会社細則に違反したとき。
  - (2) ETCカードの管理又は使用に過失があるとき。
  - (3) 理由の如何に関わらず、本組合、又は、他の利用者に損害を及ぼしたとき。
- 2 利用者は、三会社約款又は本規約に違反したこと等により、三会社等又は本組合から警告を受けたときは、これに従い直ちに是正しなければならない。
- 3 利用者が、本組合から警告を受けたとき、又は、三会社等から警告又は告発を受けたときは、当該利用者に対して何らの催告又は通知を要することなく、当該利用者の所有するすべてのETCカードについて、本組合は、警告日又は告発日をもって三会社等にETCコーポレートカード紛失届(三会社約款・別記様式8)を提出することができる。

### **(通行料金の割引停止及びETCカードの利用停止)**

第21条 次の各号のいずれかに該当するときは、本組合は1年以内の期間を定めて、利用者の通行料金の割引停止、又は、ETCカードの利用を停止することができる。(様式18又は19)

- (1) 利用者が、三会社約款第23条及び第24条各項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 利用者が、本規約に違反する行為をしたとき。
- (3) 組合員高速道路利用料の支払いが危ぶまれる事由が利用者に発生したと本組合が認めたとき。

- (4) その他、利用者が組合員として不適当な行為をしたと本組合が認めたとき。
- 2 三会社約款第23条又は第24条の規定に基づいて、本組合が三会社等から割引停止処分又はE T Cカードの利用停止処分を受けたときは、本組合は、当該停止処分期間中について、本組合のすべての利用者に対する通行料金の割引停止又はE T Cカードの利用を停止する。(様式18又は19)
- 3 前二項の場合において、すべての利用者は、理由の如何に関わらず、通行料金の割引停止又はE T Cカードの利用停止によって生じる損害の賠償を本組合に対して請求することができない。
- 4 E T Cカードの利用停止処分を受けた利用者は、直ちにE T Cコーポレートカード返却届(様式9)を添えて、該当するE T Cカードを本組合に返却しなければならない。
- 返却されたE T Cカードは、当該停止処分期間中、本組合に留置し、停止処分期間満了後に当該利用者に返還する。返還を受けた利用者は、E T Cコーポレートカード受領書(様式4)を本組合に提出しなければならない。

### **(E T C事業利用の承認の取消し)**

- 第22条 次の各号のいずれか一つに該当するときは、本組合は、E T C事業利用の承認を取り消すことができる。(様式20-①)
- (1) 利用者が、三会社約款第25条又は第27条各項各号のいずれか一つに該当するとき。
- (2) 利用者が、本規約に違反する行為をしたとき。
- (3) 組合員高速道路利用料の支払いが困難となる事由が利用者に発生したと本組合が認めたとき。
- (4) その他、利用者が組合員として不適当な行為をしたと本組合が認めたとき。
- 2 三会社約款第25条の規定に基づいて、本組合が三会社等から契約者資格の取消し処分を受けたときは、本組合は、即時、本組合のすべての利用者に対するE T C事業利用の承認を取り消すものとする。(様式20-①)
- 3 前二項に該当する利用者は、直ちにE T Cコーポレートカード返却届(様式9)を添えて、すべてのE T Cカードを本組合に返却しなければならない。
- 4 本組合全体を平均したときに車両1台当たりの月間通行料金が3万円未満になることが見込まれる場合は、その時点で月間通行料金が最も少ないE T Cカードから順番に、本組合全体を平均したときに車両1台当たりの月間通行料金が3万円以上になることが見込まれるまで、E T C事業利用の承認の全部又は一部(該当するE T Cカード)を取り消すことができる。ただし、第5条第1項第2号及び第3号に該当する場合は除く。(様式20-①又は20-②)
- この場合、利用者は、直ちにE T Cコーポレートカード返却届(様式9)を添えて、該当するE T Cカードを本組合に返却しなければならない。
- 5 第1項、第2項及び第4項の場合において、すべての利用者は、理由の如何に関わらず、E T C事業利用の承認の取消しによって生じる損害の賠償を本組合に対して請求することができない。
- 6 本組合が指定する期日までに第3項及び第4項に基づくE T Cカードの返却がなされない場合は、当該利用者に対して何らの催告又は通知を要することなく、当該利用者の所有する全部又は一部のE T Cカードについて、本組合は、本組合が指定する期日をもって、三会社等にE T Cコーポレートカード紛失届(三会社約款・別記様式8)を提出することができる。

### **(E T C事業利用の解約)**

- 第23条 利用者は、営業の廃止、その他の事由により、E T C事業を利用する必要がなくなったときは、速やかにE T Cコーポレートカード共同利用事業解約届(様式21)を本組合に提出するとともに



に、すべてのE T Cカードを本組合に返却しなければならない。

- 2 利用者が第15条第4項に定めるE T Cカードの有効期間の更新をしなかったときは、E T C事業の利用を解約したものとみなす。この場合、利用者は、速やかにすべてのE T Cカードを本組合に返却しなければならない。
- 3 前二項の定めにより、E T Cカードを返却するときは、E T Cコーポレートカード返却届(様式9)を本組合に提出しなければならない。

#### **(届出事項の変更)**

第24条 利用者は、本組合に提出した書類の内容等に変更があったときは、速やかに届出事項変更届(様式22)及び添付書類を本組合に提出しなければならない。

#### **(協力義務)**

第25条 利用者は、次に掲げる事項について、協力するものとする。

- (1) 交通事故の防止に関すること。
- (2) 交通マナーの向上に努めること。
- (3) 車両制限令の遵守に関すること。
- (4) 原因者負担金の速やかな支払に処すること。
- (5) その他、三会社等が必要と認める事項。

#### **(E T Cカード等の提示)**

第26条 利用者は、三会社等又は本組合がE T Cカード、自動車検査証、及び運転免許証等の提示を求めたときは、提示しなければならない。

#### **(必要書類の提出)**

第27条 E T C事業の利用について、本組合が必要とする書類の提出を求めたときは、利用者は当該書類を速やかに提出しなければならない。

#### **(免責事項)**

第28条 本組合は、三会社約款第32条各項各号に該当するときは、そのため生じた損害について責任を負わない。ただし、本組合の故意又は重過失に起因する場合はこの限りではない。

#### **(損害賠償の請求)**

第29条 利用者が三会社約款、三会社規程、及び三会社細則、並びに、本規約及び利用規程に違反して本組合に損害を与えたときは、本組合は、その損害の賠償を当該利用者に対して請求できるものとする。

#### **(規約の改正)**

第30条 本組合は、本規約を改正することがある。

- 2 前項の場合において、本組合は、利用者に改正後の規約を送付する。
- 3 改正後の規約を送付後、本組合の指定した日までに利用者から何の申し出もないときは、改正後の規約を承諾したものとみなす。

4 改正後の規約を承諾しない利用者は、E T C事業利用を解約したものとみなす。この場合、利用者は、速やかにE T Cコーポレートカード返却届（様式9）を添えて、すべてのE T Cカードを本組合に返却しなければならない。

#### **（利用規程）**

第31条 本規約に定めるもののほか、必要な事項は利用規程で定める。

#### **（その他）**

第32条 本規約に定めのない事項であって緊急かつ必要な事項は、理事会で決定する。

#### **附 則**

1. 本規約は、平成17年4月1日より施行する。

参考① 平成17年11月16日改正（第2条（定義）など、10月1日の日本道路公団等の分割民営化に伴う改正）

② 平成20年6月24日改正（第6条（保証金））

③ 平成30年6月22日改正（第3条（E T C事業の利用）、第4条（利用者の責務）、第5条（E T C事業利用の申請及び承認））

# ETCコーポレートカード共同利用事業規程

協同組合栃木県中小企業振興会

## （目的）

第1条 この規程は、ETCコーポレートカード共同利用事業規約（以下、「ETC事業規約」という。）第31条に基づいて、ETCコーポレートカードの利用に関して必要な事項を定める。

## （ETC事業利用の不適当事由）

第2条 ETC事業規約第3条第3項の規定により不適当と認める事由は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) ETC事業規約第20条（警告）、第21条（通行料金の割引停止及びETCカードの利用停止）、又は、第22条（ETC事業利用の承認の取消し）に該当する前歴がある。
- (2) 出資金、賦課金、及び組合員高速道路利用料等の組合（本組合だけではなく他の組合も含む。）に納入すべき金銭について、滞納又は未納の前歴がある。
- (3) 本組合定款第13条（除名）の各号に該当する前歴がある。
- (4) ETC事業規約第7条（追加保証）に定める保証の追加ができない。
- (5) その他前各号に準ずる事由に該当する前歴がある。

## （ETC事業利用の申請）

第3条 ETC事業規約第5条の規定によるETC事業利用の申請に必要な書類は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) ETCコーポレートカード共同利用事業申請書（様式1）
- (2) 誓約書（様式2-①、又は、様式2-②）
- (3) 自動車検査証の写し及びETCセットアップ証明書の写し（ETCコーポレートカードを必要とするすべての車両）
- (4) 口座振替依頼書
- (5) 事業所得に係る確定申告書の写し（個人事業者のみ。）
- (6) その他、本組合が必要と認める書類

## （追加保証）

第4条 ETC事業規約第7条の規定により保証の追加が必要と認める事由は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 一般貨物自動車運送業など、運送を業とする事業者であるとき
- (2) 組合員高速道路利用料が多額になるとき
- (3) その他、本組合が必要と認めるとき

### **( E T Cコーポレートカード管理責任者の責務)**

第5条 E T C事業規約第10条第2項の規定により選任されるE T Cコーポレートカード管理責任者の責務は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) E T Cコーポレートカードの適正な管理及び使用
- (2) E T Cコーポレートカードの不正使用の防止
- (3) E T Cコーポレートカードの紛失、盗難、及び破損の防止
- (4) E T Cコーポレートカードの偽造及び変造の防止
- (5) その他、E T Cコーポレートカード管理に必要な事項

### **( E T Cコーポレートカードの追加交付)**

第6条 E T C事業規約第11条第2項の規定によるE T Cコーポレートカードの追加交付に必要な書類は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) E T Cコーポレートカード追加交付申請書(様式7)
- (2) 自動車検査証の写し及びE T Cセットアップ証明書の写し(E T Cコーポレートカードを必要とするすべての車両。)
- (3) その他、本組合が必要と認める書類

### **( E T Cコーポレートカードの再交付)**

第7条 E T C事業規約第13条第1項の規定によるE T Cコーポレートカードの再交付に必要な書類は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) E T Cコーポレートカード再交付申請書(様式10)
- (2) その他、本組合が必要と認める書類

### **( E T Cコーポレートカードの更新)**

第8条 E T C事業規約第15条第4項の規定によるE T Cコーポレートカードの更新に必要な書類は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) E T Cコーポレートカード交換申込書(様式14)
- (2) 自動車検査証の写し及びE T Cセットアップ証明書の写し(E T Cコーポレートカードを必要とするすべての車両。)
- (3) その他、本組合が必要と認める書類

### **(届出事項の変更)**

第9条 E T C事業規約第24条の規定による変更届けに必要な書類は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 届出事項変更届(様式22)
- (2) 会社登記簿謄本の写し(法人名、代表者名、住所の変更のみ。)
- (3) 自動車検査証の写し及びE T Cセットアップ証明書の写し(車両の変更のみ。)
- (4) 口座振替依頼書(自動振替口座の変更のみ。)
- (5) その他、本組合が必要と認める書類

### **(運転者に対し守らせる事項)**

第 10 条 ETC事業を利用する組合員は、運転者に対し次の各号に定める事項を守らせなければならない。

- (1) 車両制限令、道路法、道路運送法、及び道路交通法等の関連法令を遵守すること。
- (2) 三会社等の定めるETCシステム利用規程及びETCシステム利用規程実施細則を遵守すること。
- (3) ETC事業規約第10条（ETCカードの管理及び使用）第5項各号、第25条（協力義務）各号、及び第26条（ETCカード等の提示）を遵守すること。
- (4) 前三号のいずれかに違反したときは、ETCコーポレートカード管理責任者に直ちに報告すること。
- (5) 本組合から貸与したETCコーポレートカードを、ETCコーポレートカードに表示された車両に使用すること。
- (6) 高速道路の有人料金所で一時停止のうえ手渡しにてETCコーポレートカードを利用する場合は、その場で「ETCの利用分に関する証明書」を受領すること。

### **(その他)**

第 11 条 この規程に定めのない事項であって緊急かつ必要な事項は、理事会で決定する。

### **附 則**

1. 本規程は、平成17年4月1日より施行する。

様式 1

令和 年 月 日

協同組合栃木県中小企業振興会  
理 事 長 殿

ETCコーポレートカード共同利用事業申請書

下記のとおり申請いたします。

住 所 (登記上) 〒 \_\_\_\_\_

名 称 (ふりがな) \_\_\_\_\_

代表者氏名 (ふりがな) \_\_\_\_\_

㊞

ETC コーポレートカード管理責任者 (役 職 )  
(氏 名 )

- ・連絡先住所 〒
- ・連絡先電話番号
- ・連絡先FAX番号

	車両情報				車載器管理番号	月間通行料見込額(円)
例	宇都宮	**	あ	****	00002 - 000 ***** - 0000 **	30,000
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
計	台 (枚)					

注1. 台数が多い場合はこの用紙をコピーしてご記入ください。

2. 車両情報に記載した車両の車検証の写し及びETCセットアップ証明書の写しを添付してください。

様式 2-① (一般)

# 誓 約 書

令和 年 月 日

協同組合栃木県中小企業振興会  
理 事 長 殿

住 所

名 称

代表者

⑩

私（当社）は、下記のすべての項目を厳守することをここに誓約致します。  
なお、万一この誓約に違反したときは、貴組合の措置に従い何ら異議を申し立てません。

## 記

1. 私(当社)は、ETC コーポレートカード共同利用事業を利用するに当たり、貴組合の定めた ETC コーポレートカード共同利用事業規約及び ETC コーポレートカード共同利用事業規程、並びに、ETCカード利用規約を厳守するとともに、これら規約等に基づく貴組合の措置に従います。
2. 車両制限令違反等により、貴組合の規約又は三会社等の ETC コーポレートカード利用約款の規定に基づいて、私(当社)が警告又は告発を受けた場合、警告日又は告発日をもって、即時、私(当社)は、何ら通知又は届出を要することなく貴組合を脱退するとともに、所有する ETC コーポレートカードをすべて返却致します。
3. 私(当社)が前記「2.」に該当する場合には、貴組合が、貴組合又は三会社等からの警告日又は告発日をもって、私(当社)に対して何ら催告又は通知を要することなく、即時、私(当社)の所有する ETC コーポレートカードの全部について紛失届を三会社等へ提出することに異議ありません。
4. 私(当社)が前記「2.」に該当する場合には、貴組合が、貴組合又は三会社等からの警告日又は告発日をもって、私(当社)に対して何ら催告又は通知を要することなく、私(当社)の貴組合に対する一切の債権と債務とを対当額で相殺することに異議ありません。  
なお、相殺後の残債務金は、貴組合からのご請求後即時支払います。
5. 私(当社)が利用分量配当を受領したときは、受領と同時に同額を保証金として貴組合に差し入れることに異議ありません。

以上。

**注意：本規約第5条第1項「但し書」に該当する場合は、上記「5.」を削除する。**

様式 6

保証金払戻し請求書

令和 年 月 日

協同組合栃木県中小企業振興会  
理 事 長 殿

住 所

名 称

代表者

印

E T Cコーポレートカード共同利用事業規約第 8 条に基づいて、下記のとおり、貴組合に預託している保証金の払戻しを請求します。

記

1. 年 月末現在における保証金残高 金 円

2. 貴組合に対する債務

(1) 組員高速道路利用料 年 月分 金 円

(2)

3. 差引保証金払戻し請求額 金 円

4. 振込先口座

(1) 金融機関名・支店名

(2) 預金種別・口座番号

(3) 口座名義 (ふりがな)

以上



様式7

## E T Cコーポレートカード追加交付申請書

令和 年 月 日

協同組合栃木県中小企業振興会  
理 事 長 殿

住 所

名 称

代表者

⑩

下記のとおり申請いたします。

例	車両情報				車載器管理番号	月間通行料見込 (円)
	宇都宮	**	あ	****	00002 - 000 ***** - 0000 **	30,000
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
計	追加交付 台 (枚)					

注1. 台数が多い場合はこの用紙をコピーしてご記入ください。

2. 車両情報に記載した車両の車検証の写し及びE T Cセットアップ証明書の写しを添付してください。

様式 9

## E T Cコーポレートカード返却届

令和 年 月 日

協同組合栃木県中小企業振興会  
理 事 長 殿

住 所

名 称

代表者

印

E T Cコーポレートカード共同利用事業規約の規定により、下記のとおりE T Cコーポレートカードを返却します。

### 記

1 返却事由 利用額が少なくなったため  
脱会 ・ 廃車 ・ その他 ( ) のため

2 返却するE T Cコーポレートカードの番号

( ) ( )  
( ) ( )  
( ) ( )  
( ) ( )  
( ) ( )

計 枚

注：枚数が多い場合は、枚数を記入しカード番号一覧を添付して提出してください。

様式 10

## E T Cコーポレートカード再交付申請書

令和 年 月 日

協同組合栃木県中小企業振興会  
理 事 長 殿

住 所

名 称

代表者

⑩

破損のため、下記のとおりカードを添えて申請いたします。

記

再交付を希望するE T Cコーポレートカードの番号

以上

様式 12

ETCコーポレートカード紛失等届

令和 年 月 日

協同組合栃木県中小企業振興会  
理 事 長 殿

住 所

名 称

代表者

印

下記のとおり紛失したので、ETCコーポレートカード共同利用事業規約第 14 条第 1 項の規定により届け出ます。

記

1 ETCコーポレートカードの番号

2 紛失等年月日 年 月 日

3 紛失等の理由 紛失 ・ 窃盗 ・ 滅失

4 紛失等の状況

5 カードの再発行 希望する ・ 希望しない

以上

様式 13

## E T Cコーポレートカード発見届

令和 年 月 日

協同組合栃木県中小企業振興会  
理 事 長 殿

住 所

名 称

代表者

⑩

年 月 日付E T Cコーポレートカード紛失届をもって届出しましたE T Cコーポレートカードは、下記のとおり発見しましたので、E T Cコーポレートカード共同利用事業規約第 14 条第 3 項の規定により届出ます。

記

1 E T Cコーポレートカードの番号

2 発見年月日 年 月 日

以上

# 督 促 状

令和 年 月 日

様

協同組合栃木県中小企業振興会  
理事長 齋藤 高 藏

年 月 日に請求しました 年 月 日分の組合員高速道路利用料について支払いをお願いしておりますが、年 月 日現在まだお支払い頂いておりませんので、下記により督促いたします。

なお、支払期限までに支払われないときは、その翌日から年 14.6%の割合を乗じた額の延滞金が加算され、また、本組合で定めるETCコーポレートカード共同利用事業規約第 9 条の規程により、貴社が本組合に預託している保証金と組合員高速道路利用料の貴社の未納分を対等額にて相殺することとなりますので、念のため申し添えます。

なお、本状到達の際、すでに払込みを済まされている場合は、ご容赦下さい。

## 記

1. 督促金額

(1) 組合員高速道路利用料・平成 年 月分	円
(2) 延滞金 (平成 年 月 日～ 月 日)	円
(3) その他 ( )	円
合 計	円

2. 支払期限 年 月 日

3. 振込先口座

- (1) 金融機関名・支店名
- (2) 預金種別・口座番号
- (3) 口座名義 (ふりがな)

# 警 告 書

令和 年 月 日

様

協同組合栃木県中小企業振興会  
理事長 齋 藤 高 藏

貴社の行為は、本組合の定款及び規約等に違反しますので、本組合で定める E T C コーポレートカード共同利用事業規約第 20 条の規程により、警告いたします。

(以上、必要があれば状況説明等を記載。)

貴社は、直ちに是正してください。

## 記

### 1. 貴社の行為

- (1) 令和 年 月 日 (例示) 車両制限令違反。
- (2) 令和 年 月 日 (例示) E T C コーポレートカード共同利用事業規約第 18 条第 2 項に違反。
- (3) 令和 年 月 日

### 2. 本組合の対応 (例示)

- (1) 貴社は、E T C コーポレートカード共同利用事業規約第 4 条第 3 項に基づき、令和 年 月 日をもって本組合を脱退したものとみなします。
- (2) 本組合は、E T C コーポレートカード共同利用事業規約第 9 条第 2 項に基づき、令和 年 月 日をもって、貴社に対する本組合の債権〇〇〇円と貴社が本組合に預託している預り保証金〇〇〇円を対等額にて相殺します。
- (3)

以上

## 割引停止通知書

令和 年 月 日

様（又は組合員各位）

協同組合栃木県中小企業振興会  
理事長 齋藤 高藏

本組合で定める ETC コーポレートカード共同利用事業規約第 21 条の規定に基づき、下記の理由により、貴社の通行料金の割引を停止いたします。

（以下、必要があれば状況説明等を記載。）

記

1. 割引停止の理由（例示）

貴社の行為（ 年 月 日車両制限令違反）は、ETC コーポレートカード共同利用事業規約第 21 条第 1 項第 1 号に該当する。

2. 割引停止の期間

年 月 日 ～ 年 月 日

以上



## 利 用 停 止 通 知 書

令和 年 月 日

様（又は組合員各位）

協同組合栃木県中小企業振興会  
理事長 齋 藤 高 藏

本組合で定めるE T Cコーポレートカード共同利用事業規約第 21 条の規定に基づき、下記の理由により、貴社のE T Cコーポレートカードの利用を停止いたします。

（以下、必要があれば状況説明等を記載。）

### 記

#### 1. 利用停止の理由（例示）

貴社の行為（ 年 月 日車両制限令違反）は、E T Cコーポレートカード共同利用事業規約第 2 1 条第 1 項に該当する。

#### 2. 利用停止の期間

年 月 日 ～ 年 月 日

#### 3. 利用停止するE T Cコーポレートカードの番号

( )  
( )  
( )  
( )  
( )

以上

## ETCコーポレートカード共同利用事業利用の 承認の取消通知書

令和 年 月 日

様（又は組合員各位）

協同組合栃木県中小企業振興会  
理事長 齋藤 高藏

本組合で定めるETCコーポレートカード共同利用事業規約第22条第1項（又は第2項、第4項）の規定に基づき、下記の理由により、貴社のETCコーポレートカード共同利用事業利用の承認を取り消します。

したがって、令和 年 月 日までに、ETCコーポレートカード返却届を添えて本組合に貴社の所有するすべてのETCコーポレートカードを返却してください。

なお、期日までに返却されないときは、ETCコーポレートカード共同利用事業規約第22条第6項に基づき、貴社に対して何らの催告又は通知を要することなく、当該期日をもって三会社等にETCコーポレートカード紛失届を提出いたしますので、念のため申し添えます。

（以下、必要があれば状況説明等を記載。）

記

1. ETCコーポレートカード共同利用事業利用承認の取消の理由（例示）

貴社の行為（ 年 月 日車両制限令違反）は、ETCコーポレートカード共同利用事業規約第22条第1項第1号に該当する。

以上



